

学校法人 瓜生山学園における公益通報対応の流れ

通報者

※公益通報者保護法により、事業者内部の法令違反行為について【①事業者内部②行政機関③事業者外部】に対し、それぞれ所定の要件を満たしての公益通報を行った公益通報者に対しての【①解雇の無効②その他不利益な取扱いの禁止】が定められています。

□ 受付内容

- (1) 本法人と雇用関係にある役職員による、法令及び学園規定違反行為の事実または違反が生じようとしていることを知らせる通報
- (2) 通報内容が法令及び規定違反行為に該当するかどうかの相談

⑨ 是正措置等結果通知

⑥ 調査結果通知

④ 事実関係調査
実施有無等の通知

② 通報受領通知

① 通報(メール等)

③ 報告/ 措置の検討

コンプライアンス統括責任者

公益通報窓口

法人内: 法人事務局 法人課
法人外: 法律事務所

⑤ 調査

法人事務組織の役職員

⑦ 調査結果に基づく是正措置等命令

⑧ 是正結果等報告

公益通報対象事実の発生部局、
または当該事実にかかる役職員等